

SGEC 森林認証及び分別・表示事業体認定 審査報告書

有限会社 内山林業管理森林及び事業体

平成 19 年 3 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 有限会社 内山林業管理森林及び分別・表示事業体の概要

II. 審査経過

III. 有限会社 内山林業管理森林及び分別・表示事業体の審査における判定事由書

IV. 有限会社 内山林業管理森林及び分別・表示事業体の関係資料等
(森林の概要、管理体制図等の確認資料一覧・審査写真等及び審査判定表)

I 有限会社 内山林業管理森林及び分別・表示事業体の概要

1. 森林の所有者 内山右之助
2. 森林の管理者 有限会社 内山林業
3. 認証の区域 群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸字石^{いしおね}畦 4775 外
4. 森林の面積 331.63 h a
5. 団地数 1 団地
6. 森林資源の構成

樹種名	年齢																				合計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		その他
スギ	1.67									2.00				0.35		0.38	0.69		2.75	5.04		12.88
ヒノキ	21.35	2.30	10.72				12.55	15.87	7.29	8.69	13.14	2.41			0.64				3.74			98.70
マツ							3.41	1.50	0.21					1.12								6.24
カラマツ							11.30		2.14			5.87	6.63	6.35				0.79	2.87			35.95
広葉樹				6.01	12.74	0.30				5.33	14.79			3.80	113.37	21.16						177.50
その他																					0.36	0.36
合計	23.02	2.30	10.72	6.01	12.74	0.30	27.26	17.37	9.64	16.02	27.93	8.28	6.63	11.62	114.01	21.54	0.69	0.79	9.36	5.04	0.36	331.63

7. 地域の概況（平成18年3月27日に旧吾妻町は旧東村と広域合併し東吾妻町となったが、本資料では旧吾妻町時の内容で記述してある。）

吾妻町は群馬県北西部に位置し、東は東村、北は中之条町、西は長野原町、六合村、南は榛名町、倉渕村に接している。東西21.21km、南北17.42km、面積220km²である。また、町北部を吾妻川が東西に流れている。

吾妻町の森林面積は、17,262haで町の総面積の78.4%を占めている。

民有林面積は10,499haで、そのうちスギを主体とした人工林面積は6,010haであり、人工林率57.2%で、県平均よりやや高めである。人工林の内35年生以下の若い林分が3,450haで、57.4%と多くを占めている。

当山林は、群馬県吾妻郡吾妻町大字大戸に約420ha存在し、上毛三山の一つ榛名連峰の西方掃部ヶ岳の傾斜面で、利根川支流の吾妻川温川右岸見城川上流の海拔650m～1300mの西榛名高原の一部に位置する。

地質は榛名山系の輝石安山岩を基盤として、榛名火山の噴出物が厚く堆積し、脆弱な地層により形成されている。

気候は、夏は涼しく、冬は日本海側からの寒気を草津白根山より受け、その影響で、マイナス15℃位に下がるが、積雪は少なく、年間降雨量は夏、秋に多く、1300mm～1500mmとなっている。

樹種は、人工林ではカラマツ、ヒノキ、スギを中心に植林され、自然林ではコナラ、クリ、サクラ、ミズキ、シデ、ホオノキ、ミズナラ、ブナなどが樹林を成している。

8. 山林の沿革

明治10年以前は、群馬県の主管に属し、地域の集落の薪炭採草地として利用され、広葉樹林が存在していた。明治10年に、吾妻郡坂上村大字大戸の田中某氏が、20年の予約で開墾成功の上はこれを払い下げる許可を得たが、立木の伐採のみで開墾は不成功に終わった。その後、有栖川宮家扶藤井希僕租借地となり、一部農耕地の開墾を果たしたが、明治28年までは天然林の伐採が行われたただけであった。

明治28年8月、佐藤氏の所有となり、以後(明治29～32年)年々、アカマツ、クロマツを植栽したが、あまり生育は良くなかった。また、カラマツの植栽を始めて以降、スギ、ヒノキなどの植栽も行われ、明治29～明治43年の15年間に、176haの植栽を完了した。

なお、アカマツは2～3年生苗を地元より購入し、カラマツは信州より1年生苗を購入し、1年間農地で休養し、2年生苗を植栽した。

明治35年、上記の附帯義務の履行成功により払い下げの許可を受け、土地・立木全部の所有権が佐藤氏に移った。大正4年、祖父・内山元太郎が佐藤氏より購入し、内山家の所有となる。

森林	246.40ha
農地	18.76ha
牧場	255.00ha
計	520.16ha

の経営が始まる。

放畜を営む傍ら、薪、炭を生産し、高崎方面に販売すると同時に造林地の撫育に励んだ。戦後、昭和20～30年代の燃料不足時代には薪、炭の製造を主体とした林業を営んでいた。昭和40年代には、化石燃料が急速に普及し、薪、炭の製造は減少したが広葉樹のパルプ材としての需要が増大し、これに伴い跡地は拡大造林を施行した。

昭和50年代の後期には、外材パルプに圧され価格は低迷し、人件費は増大し採算割れとなり広葉樹の伐採は中止せざるを得なかった。

現在は、保育間伐、収入間伐を主体とする施業を行っている。このため、林内の基

盤整備（作業道開設）と伐採、搬出の機械化が必要となり、高性能機械を導入し、省力化に努めている。当社においては10年前より現場作業員の雇用を中止し、自家労働3人による管理に主体を切り替え、代替として高性能林業機械の導入、高密度路網により省力化を図り、間伐・作業道開設・造林等の施業を行っている。

9. 林道・作業道

林道	3,330 m
作業道	42,000 m
総延長	45,330 m
路網密度	136.6 m/h a

10. 保有林業機械

機械名称	機能	取得年月日
チェンソー ハスク 346XP	伐倒造材機	H 16年 8月 24日
チェンソー E1039S-400(中)	〃	H 17年 5月 30日
チェンソー E400	〃	H 6年
チェンソー E488	〃	H 6年
刈払い機	草刈機	H 6年
〃	〃	H 6年
刈払い機 RM250S-2AWY	〃	H17年 10月 15日
枝打ちロボット	自動枝打ち機	H 5年
枝打ちロボット	自動枝打ち機	H15年 12月 22日
背負い式枝払機	枝打ち機	H11年 12月 4日
引っ張りだこ	簡易式ウインチ	H 5年
林内作業車	クローラータイプ	S60年
リョウシン号フォワーダ	高性能林業機械	H13年 5月 31日
ハーベスタ	〃	H 9年 3月 27日
ブルドーザ		H12年 11月 30日
パワーショベル		H12年 3月 31日
杭造り機		H13年 1月 31日
高圧皮剥き機 HD-830BS		H16年 2月 17日
クローラードンプ MST-800	土石運搬機	H16年 8月 30日
刈払い機アタッチメント	草刈機	H16年 9月 31日
グラップルアタッチメント GS-65LJV		H18年 4月 14日

11. 経営方針

最近の森林・林業を取り巻く状況は、木材価格の下落、労働賃金の上昇により特に厳しく、所有林の経営管理に必要な林産物の収入は多くを見込めず、雇用労働力確保が困難を極めており、保育・管理に支障をきたしている。当山林においても10年前より雇用を中止し、自家労働による管理に主体を切り替え、代替として高性能林業機械の導入、高密度路網による省力化を図ることとしている。

伐採方法は、所有林のほとんどが比較的平坦な地形であるため、林内路網の整備が容易であることからこれを一層整備し、間伐については主に収入間伐を行い、管理費の捻出を図る。

また、人工林については、森林の公益的機能の維持、林地の保全を考え、主伐期に達した林分については、間伐の繰り返しにより、150年から200年生の長伐期施業を目標に、複層林化を図る。

造林は、持続可能な森林経営を図るため、人工林率60%を目標に、植栽適地には造林を行う。また、育成する樹種は、所有林の標高が750から1300mであることから、主としてヒノキとする。

天然林については、高標高地にクリ、ミズナラ、ブナなどの広葉樹が生育しており、これらは300年から400年生ままで保護育成を計る。

林内路網については、現在40,000m整備されているが、将来的には現在の2倍である80,000mを目標に整備を図る。

12. 環境方針

地球温暖化の防止、水土保持、生物多様性の保全などモニタリングを通して確認し、環境面の知識を増やし、持続可能な林業経営をめざして、以下のとおり、取り組む。

1. 環境保全に関する法令を遵守し、林業経営と環境保全の両立をめざす。
2. 適切な森林整備に取り組み、森林の多面的な機能の維持・向上を図る。
3. 施業の実施にあたっては、土壌及び下流域での水資源の保全に努める。
4. 保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める。
5. 適切な森林整備に取り組み、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めるとともに、国産材・

地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢献する。

6. 施業の実施にあたっては、化石燃料の使用削減に努める。大気汚染物質や廃棄物は、発生の抑制に努めるとともに、地域で定められた方法により、適切に処理する。
7. 森林病虫害防除にあたり、林業薬剤を使用する場合は、適切な管理のもと、必要最小限の量とする。
8. モニタリングを実施し、継続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物を把握する。貴重な動植物が発見された場合は、必要な保護対策を行う。
9. 調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力する。
10. 生物多様性の保全に関する知識の習得に努め、研修の機会を設ける。

13. 施業履歴

(ha・m³)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	合計
植 林	1.80		5.00	5.00	5.63	17.43
下 刈	1.80	1.80	6.80	11.80	17.43	39.63
除 伐			3.58	3.50	1.20	8.28
ツル切						
枝 打			3.58		2.20	5.78
保育間伐					5.17	5.17
収入間伐	4.59	6.40	6.40	4.83	4.70	26.92
間伐材積	143	294	323	297	469	1,526
主 伐				2.91	3.59	6.50
主伐材積				509	629	1,138

14. 施業基準

原則として、「吾妻町森林整備計画」の施業基準を遵守する。
また、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を遵守する。

15. 病虫獣害対策

病虫害に対しては、健全な森林の育成に努め、病虫害の発生の抑制に努める。原則として林業薬剤は使用しないが、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合には、

「林業薬剤管理マニュアル」に従い、最小限の使用をすることもあり得る。

ニホンジカ、ノウサギの食害については、防護柵などを設置して、対応する。やむを得ず薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、最小限の使用とする。今後、より生態系保全に配慮した対策があれば積極的に試行していく。

16. 気象災害対策

尾根筋や沢筋に、保護樹帯として広葉樹を残す他、風のあたる箇所などでは、間伐率を抑えた間伐を繰り返す。

台風などの気象災害が発生した場合は、可能な限り風倒木を処理し、現状復旧に努める。

崩落などで現状復旧が困難な場合は、速やかに森林組合・行政機関に連絡し対応を協議する。

17. 森林火災への対応

「林野火災予消防マニュアル」を遵守し、防火に努める。

火災発生時は消防署、地元消防団、地域住民に直ちに連絡し、消火及び火災の拡大

防止に努める。消火後は、林地の現況復旧に努める。

18. 地域との連携

当山林は吾妻町南部、榛名山系の上部に位置し、その麓には広大な農業振興地域が広がり、高原野菜の生産及び酪農地帯となっている。

その農業地域の保全の確保に重要な森林として役割を果たしている。下流には、吾妻町の水道取水地も含まれている。近隣の集落や社会福祉施設においては、林内の湧水を取水するなど、重要な水源林となっている。

森林組合とは交流を深め、造林事業等においては協力関係にある。

19. 森林環境教育

近年、林業教育に関しては、高性能林業機械の実演会や同機械のオペレーター教育を行い、林業関係者の高性能林業機械の普及に努めている。また、環境教育に関しては、森林資源の有効利用のため、バイオマス利用の実演会なども実施している、その他、一般市民を対象に、林業の目的と施業についての学習会や県産材の普及についての見学会、自然環境と林業体験のイベントを年2回実施するなど、森林環境教育の普及に努めている。

Ⅱ. 審査経過

1. 有限会社 内山林業管理森林及び分別・表示事業体の審査経過

有限会社 内山林業管理森林及び分別・表示事業体の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一、戸塚幸二郎の4名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成18年5月13日／審査申込

(内容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

平成18年8月20～25日 書類確認及び企画審査

平成19年1月24日／現地確認審査

(内容)

1. 資料の提出を受け、内容を確認し、修正事項などを指示するとともに企画審査においては、大竹秀一が現地の森林の状況を視察してきた。
2. 冬の現地確認審査においては、野田昭一、戸塚幸二郎が現地の確認をしてきた。

(場所)

有限会社 内山林業管理森林及び分別・表示事業体の現地における森林等の状況及び事務所等の確認

(審査員)

企画審査	(社) 全国林業改良普及協会	大竹秀一
現地確認審査	(社) 全国林業改良普及協会 〃 専門調査員	野田昭一 戸塚幸二郎

(出席者)

有限会社 内山林業	社長	内山右之助
同		内山はるの

同

内山総太郎

(内 容)

1. 「認証（認定）審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. **有限会社 内山林業及び分別・表示事業体**の森林及び林道等の状況、造林事業及び間伐、森林被害の状況、高性能林業機械による間伐作業の状況、山土場における原木の集積状況等、各工程管理の仕組み等、事業及び経営の概況等について、現地説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

平成18年8月21日／企画審査

平成18年6～9月下旬／書類確認

平成19年1月上旬／審査書類調整

平成19年1月24日／確認審査

平成19年3月19日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
(株)木構造振興専務取締役 (元森林総研) 農学博士	西村 勝美
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会

同

児島 裕

同

野田 昭一

同

宇佐見 均

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「森林認証基準・指標」「ガイドライン」の事項及びSGECの定める「認証（認定）審査」基準事項等に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。

2. 当協会審査センターから提出した資料、現地森林の現地写真及び有限会社内山林業管理森林における管理の考え方、各作業の工程管理の仕組み等に係る各般の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請森林は認証に値する森林であるものと認められた。

Ⅲ. 有限会社 内山林業管理森林及び分別・表示事業体の審査における判定事由書

1. 有限会社 内山林業管理森林

審査委員会により、S G E Cの定める7つの基準・35の指標・64のガイドラインの「認証審査」基準事項に基づき、次の「有限会社 内山林業管理森林 森林認証判定表」のとおり、59項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの「有限会社 内山林業管理森林の審査判定表（森林認証）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、有限会社 内山林業管理森林は、認証に値する森林であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林の状態を常に把握するよう努めること
2. モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること
3. 森林利用者への生物多様性の保全に関する研修を行うとともに環境配慮に対する意識を共有すること
4. モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林の状態を常に把握するよう努めること
その結果は、今後の森林施業に役立てること

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること。

認証対象森林は、高崎市内山右之助氏が所有し（有）内山林業が管理する、群馬県東吾妻町大字大戸に位置する森林 1 団地 331.63ha（所有面積は約 420ha であるが公団造林契約地等は除外）である。

当社には「森林調査簿」「森林計画図」などが常備されており、現地で確認できる。

1-2 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。

「森林調査簿」が常備されており、5 年おきの森林施業計画樹立の際の森林調査により、更新されている。

1-3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。

森林計画図を樹種別（ヒノキ・スギ・マツ・カラマツ・その他広葉樹）に色分けした「林相現況図」（1/5000）を常備している。

なお、主な境界には境界標が設置されており、認証対象森林の位置は、現地及び図面上で明確であることを確認した。

1-4 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されていること。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されていること。

認証対象森林は、吾妻森林計画区に位置しており、「吾妻町森林整備計画」において、すべて「水土保持林」に区分されている。

内山林業では、「内山林業経営方針」を定め、ヒノキ・スギの伐期を 150～200 年とし、間伐の繰り返しによる長伐期施業をめざしている。有用広葉樹については、300～400 年の伐期を考えている。さらに、林相別の施業指針を定め、個々の森林の特性に応じた施業を行っている。

認証対象森林は、森林施業計画の認定を受けている。

「森林施業計画書」（平成 14～平成 19 年、平成 16 年 9 月に一部変更を認定）及び認定書の写しを確認した。

「内山林業経営方針」「森林施業の実施に関する長期の方針」により、その実施状況を現地で確認した。

内山林業では、「内山林業環境方針」を定め、地球温暖化の防止、水土保持、生物多様性の保全など、環境に配慮した施業を行っていくこととしている。さらに、「巡視時・作業完了時にモニタリングを継続的に実施する」こととしている。

1－5／人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。

認証対象森林のうちヒノキ等の人工林は、比較的標高が低い地利条件に優れた平坦な箇所限定されており、天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ミズキ、シデ、ホウ、ミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。人工林率は約60%を目標としているが、現在46%である。なお、「森林施業計画書」（平成14～19年）の天然林に関する内容が、「吾妻地域森林計画書」「吾妻町森林整備計画」に準拠していることを確認した。

基準2 生物多様性の保全

2－1／生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること。

認証対象森林は、吾妻森林計画区に位置しており、「吾妻町森林整備計画」において、すべて「水土保持林」に区分されている。

天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ミズキ、シデ、ホウ、ミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。「内山林業環境方針」において、これらの天然林等を活かして「保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める」こととしている。

2－2／対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。

森林計画図を樹種別（ヒノキ・スギ・マツ・カラマツその他広葉樹）に色分けした「林相現況図」（1/5000）を常備している。

これまで認証対象森林の動植物の調査は行われていない。

今後、モニタリングを継続的に実施することにより、「貴重な動植物の存在が確認されれば、速やかに行政機関、研究機関に報告し、その保護に努める」こととしている。

認証対象森林には、沢筋には、ミズキ、コナラ、トチなどの広葉樹が残されている。ヒノキ・スギ・カラマツの人工林となっている林分についても、除・間伐が適切に実施され、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。環境方針の中に、「水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める」とあり、今後一部の山で、適地には植林を進めていくこととしているが、沢筋の水辺林はそのまま保全していく考えである。

2-3 / 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

「群馬県の保護上重要な野生生物」を常備している。内山林業では、巡視時・作業完了時に、モニタリング調査を継続的に実施し、「貴重な動植物の存在が確認できれば、速やかに行政機関、研究機関に報告し、その保護に努める」こととしている。

認証対象森林のうち、天然林は標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ミズキ、シデ、ホウ、ミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。人工林においても、ミズナラ、クリなどの広葉樹が単木状に適度に残されており、昆虫・鳥類などの採餌木となっている。

「内山林業環境方針」において、「動植物の生息・生育環境の保全に努める」こととしている。

現地確認により、作業道の法面保護柵、横断排水溝などに間伐小径木が利用されていることを確認した。

2-4 / 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

現地確認により、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。

なお、要間伐森林については、保安林改良事業等も活用して、計画的に間伐を実施する。「森林の持つ公益的機能の維持・向上に努める」こととしている。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1 / 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。

認証対象森林のうち、ヒノキ等の植栽地は比較的に標高の低い地利条件に優れた平坦な箇所限定されており、天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ミズキ、シデ、ホウ、ミズナラ、ブナ等の落葉広

葉樹が大面積に残されている。
これらの落葉広葉樹は、保護樹帯の役割も担っている。

認証対象森林には、ヒノキ等の植栽地は比較的に標高の低い地利条件に優れた平坦な箇所限定されており、天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ミズキ、シデ、ホウ、ミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。また沢筋には、ミズキ・コナラ・トチなどの広葉樹が残されている。ヒノキ・スギの人工林についても、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。なお、「内山林業環境方針」において、「保護樹帯、水辺林を残す」こととしている。

3-2 / 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。

認証対象森林は、吾妻森林計画区に位置しており、「吾妻町森林整備計画」において、すべて「水土保持林」に区分されている。

このため、「森林の持つ公益的機能の維持・向上に努め、下流域での水資源の保全を図る」こととしている。

伐採・搬出作業は、内山林業の家族（社長、夫人、長男）で構成する自社作業班が、ハーベスタ、フォワーダ等の高性能林業機械を駆使して実施している。集材は、平坦な地形でまた作業路網の整備が進んでいることから、これらの高性能林業機械で行っている。

なお、「伐採後は林地残材を適切に処理する」こととしており、林地保全等には最善の対応がなされている。

3-3 / 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

内山林業では、燃料・オイル類は、関係法令及び「所有山林における燃料・オイル類管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと使用している。

下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「所有山林における林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

3-4 / 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

現地確認により、林道・作業道は、水土保持に配慮して設計・作設されており、路面に廃材チップを散布するなどして、保守・管理も適切に行われていることを

確認した。

なお、林道・作業道の新設にあたっては、「下流域での水資源の利用に十分に配慮し、林地保全に努める」こととしている。

基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1 / 伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。

「森林整備計画書」（平成 14～19 年、平成 16 年一部変更済み）の伐採計画の範囲内で、伐採を行っている。

伐期を 150～200 年とし、間伐の繰り返しによる長伐期施業をめざしている。

現地確認により、除・間伐の際に、林内に現存するミズナラ、クリなどの広葉樹を適度に残していることを確認した。

伐採方法などは、「吾妻町森林整備計画」の施業基準に準拠している。

「森林施業計画書」（平成 14～19 年、平成 16 年 4 月一部変更済み）の伐採計画に基づいて、伐採を行っている。

「森林施業計画書」（平成 14～19 年、平成 16 年 4 月一部変更済み）の伐採計画に基づいて、伐採を行っている。

4-2 / 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

最近 5 年間の施業履歴に、伐採と更新の実績が記録されている。

伐採後は 2 年以内に「適地適木」の原則に基づき、地域在来の苗木を植えている。

なお、更新期間は、「吾妻町森林整備計画」に準拠していることを確認した。

更新方法などは、「吾妻町森林整備計画」の施業基準に準拠していることを確認した。

「森林施業計画書」（平成 14～19 年、平成 16 年 4 月一部変更済み）の造林計画に基づいて、更新を行っている。

内山林業では、「適地適木」の原則に基づき、地域在来の苗木を植えている。なお、植栽本数は、「吾妻町森林整備計画」の施業基準に準拠して、ha 当たり 2500～3000 本を植えている。

植え付け後は、巡視等により、その地に根付かなかった苗木が確認された場合は、すみやかに補植を行っている

4－3／天然林についても、的確な更新作業が行われていること。

認証対象森林の天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ミズキ、シデ、ホウ、ミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹が大面積に残されている。また沢筋には、ミズキ・コナラ・トチなどの広葉樹が残されている。

天然林では、原則として、有用樹の単木的な収穫・利用にとどめ、自然の推移に委ねることとしている。

4－4／期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。

現地確認により、除・間伐の際に、林内に現存するミズナラ・クリなどの広葉樹を適度に残していることを確認した。

保育方法などは、「吾妻町森林整備計画」の施業基準に準拠している。

最近5年間の施業履歴に保育の実績が記録されており、その実施状況を現地で確認した。

「森林施業計画書」（平成14～19年、平成16年4月一部変更済み）の保育計画に基づいて、保育を行う予定である。

4－5／必要に応じて間伐が的確に実行されること。

「森林施業計画書」（平成14～19年、平成16年4月一部変更済み）の伐採計画に基づいて、計画的に間伐を行っている。

間伐方法などは、「吾妻町森林整備計画」の施業基準に準拠している。
なお、除・間伐の際には、林内に現存するミズナラ・クリなどの有用広葉樹を適度に残している。

最近5年分の施業履歴に、保育間伐、収入間伐の実績が記録されており、その実施状況を現地で確認した。

4－6／森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。

内山林業では、下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が、整備されている。

病害：特になし

虫害：特になし

獣害：ニホンジカ・ノウサギの食害

気象害：特になし

4－7／山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。

内山林業では、「所有山林防災マニュアル」「所有山林緊急連絡マニュアル」を定め、林野火災の予防及び消火体制を整えている。また林内入り口付近に設置したログハウス近くの人工池には常時湛水させ、火災発生時の防火水槽の役割も与えている。

地元消防団とは密接な連携に努めており、山火事災害が発生すれば、即連絡をとり早急な対応がとれるような体制を取っている。最近では落雷等が年に何度か発生しているがそれに伴う山火事等は発生していない。

4－8／農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の用途にとどめていること。

内山林業では、下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5－1／日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

内山林業では、「林業を経営していく上で、あらゆる法律、条例を遵守する」考えである。

内山林業では、「林野小六法」などの法令集が常備されており、またインターネット等のアクセスにより、いつでも参照できる環境が整えられている。

5－3／管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。

内山林業では、「内山林業環境方針」を定め、地球温暖化の防止、水土保持、生物多様性の保全など、森林利用者ともよく協議し、協力して、環境に配慮した施業を行っていくこととしている。

今後、森林利用者への生物多様性の保全に関する研修等を行うこととしている。

内山林業では、「所有山林における現場作業の安全衛生教育マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

なお、従業員は、吾妻町広域森林組合の安全衛生指導を受けている。

5－4／従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られていること。

内山林業では、従業員全員が社会保険制度に加入している。

内山林業では、「所有山林における現場作業の安全衛生教育マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

なお、従業員は、吾妻町広域森林組合の安全衛生指導を受けている。

現地確認により、安全点検など、自主的な安全活動が行われていることを確認した。

基準6 社会・経済の便益の維持及び増進

6－1／市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めていること。 森林を地元でできるだけ公開し、便益の提供をすること。

内山林業では、所有山林などをフィールドに、一般市民を対象に年間計画を立てて、積極的な森林・林業教育を行っている。

なお、木材に親しんで貰う目的で、木工教室の開催など、子どもたちが木に親しむ活動に力を入れている。

6－2／入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。

内山林業では、所有山林内に現場作業の拠点と森林レクリエーション施設を兼ねた、「ログハウス」を設置している。また各種の森林・環境教育を実施しており、プログラムは充実しており、この施設とあいまって森林・環境教育を行う体制は充実している。この他、案内板などは整備されていることを確認した。

内山林業では、所有山林の入口付近に看板を設置するなど、入林者に山火事防止、動植物の乱獲防止、ゴミの持ち帰りなど、マナーの啓発に努めている。

6-3 / 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。

内山林業では、人工林においても、林内に現存するミズナラ、クリなどの有用広葉樹を適度に残すなど、多様な森林づくりに取り組んでおり、景観保全に配慮した施業を行っている。

6-4 / 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていること。

内山林業では、これまでも、所有山林内に現場作業拠点としてログハウスを建てるなどして、その一部を展示林、見本林として森林教室等に活用してきたが、森林認証を契機に今後更に同様な取り組みを増加させていく考えである。

6-5 / 「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区分けされるよう努めること。

また、認証森林から産出される認証林産物が、緑の循環資源として、多様な用途に有効活用されていること。

内山林業では、認証林産物の分別・表示管理体制を確立するとともに、積極的に認証材の販路開拓を行っていく考えである。

現地確認により、作業道の路肩の法面保護柵、横断排水溝などに間伐小径木が利用されていることを確認した。

6-6 / 対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスになるよう努めていること。

現地確認により、所有山林においては、除・間伐が適切に行われているなど、森林の健全性が保たれている。

なお、「内山林業環境方針」を定め、「適切な森林施業に取り組み、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めるとともに、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢献する」、さらに「施業の実施にあたっては、化石燃料の使用削減に努める」こととしている。

内山林業では、「所有山林における燃料・オイル類管理マニュアル」を定め、「施業の実施にあたっては、化石燃料の使用削減に努める」こととしている。

6-7 / 地元住民、利害関係者等との対話連携を図り、地域社会における役割と貢献に配慮して取り組んでいること。

内山右之助氏は、「協同組合高崎林業機動隊（素材生産業者 15 社による協同組合）」の理事長など、林業・木材関係団体の役職を務めるなど、地域リーダーとして活躍している。また林内では、高性能林業機械の実演会や講習会など関係者を集め実施している。

さらに、年 1 回「自然保護と林業は成り立つか」などをテーマに、シンポジウムを開催し、また県内から 50 人ほどの親子を集めての「親子森林フォーラム」を実施するなど、地域における森林管理の重要性を普及させる意味で、重要な役割を果たしている。

内山右之助氏は、森林認証の意義・目的を仲間に伝えるとともに、自ら実践し、地域に広めていくこととしている

基準 7 モニタリングと情報公開

7-1 / 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。

モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られること。

内山林業では、巡視時及び作業完了時に実施するモニタリングのチェック項目を設定している。

上記に基づき、モニタリングを継続的に実施することとしている。

7-2 / 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

これまで第三者機関によるモニタリング調査は行われていない。
なお、行政機関、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力することとしている。

7-3 / 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が、整備されている。

病害：特になし

虫害：特になし

獣害：ニホンジカ、ノウサギの食害

森林火災：特になし

気象害：特になし

7-4 / 管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。

管理計画・モニタリングの結果について、公開の要請があった場合は、原則として、公開する考えである。

2. 有限会社 内山林業 分別・表示事業体

審査委員会により、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、次の「**有限会社 内山林業 分別・表示事業体 判定表**」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの2「**有限会社 内山林業の審査判定表（分別・表示）**」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、**有限会社 内山林業 分別・表示事業体**は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 原木の納入先等への連携を密にして、認証材の分別・管理が適格に図られるよう努めること
2. 分別・管理については関係職員に対し十分な教育・研修を行うこと

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である

持続的に事業活動を行いうる事業体であること

(有)内山林業(高崎市請地町11)は大正4年、祖父が山林を購入。当初は素材及び薪炭の生産・販売を高崎方面で実施。その後素材を高崎市で製材し販売。その後、戦時体制及び戦後の混乱期を経て、昭和60年経営規模も安定し、(有)内山林業を創設。所有と経営管理を分け、以後、林地の撫育と素材生産を(有)内山林業が行う。現在、素材の販売は、原木市場に委託し、会社では素材生産技術の研究と低コスト化のための作業道の開設と林業機械化のための投資を行っている。年間原木扱い量は間伐材の約5百m³である。従業員は3名の家族労働で対応している。年間伐採量は約750m³、売上げは約750万円である。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること

(有)内山林業では、主として自社山林から生産される素材を認証材として取り扱っていく考えである。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること

上に同じ

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

同社の内山社長は、協同組合高崎林業機動隊の理事長であり、森林認証を獲得した上は広範囲に認証制度を普及させ、また認証材を取り扱う事業体も増やして、地元の木材を地元の住宅に使う運動を普及させて、林業振興ひいては地

域振興につなげていく考えである。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

(有)内山林業では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の生産・出荷管理計画図」及び「SGEC 分別・表示管理体制図」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

同社には、素材集積山土場があり、認証材を保管することが出来る。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

(有)内山林業では、分別・表示管理を担当するSGEC 認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。
なお、「SGEC 分別・表示管理体制図」を作成している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、素材などについて定期的に検収を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV. 有限会社 内山林業管理森林及び分別・表示事業体の関係資料等

1. 確認資料一覧

(1) 森林認証関係

- 経営総論
- 施業実施仕様書
- 生物多様性の保全を考慮した施業指針
- モニタリング関係
- 安全衛生及び健康管理マニュアル
- 安全作業マニュアル
- 作業現場における油類の取扱いマニュアル
- 林業薬剤管理マニュアル
- 林野火災予消防マニュアル

(2) 事業体認定関連

- 有限会社内山林業の概要
- 認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物の生産・出荷管理計画図

2. 審査写真等

3. 審査判定表